

## ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会の名称変更について

## 1 名称変更について

「ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会」につきまして、新たなプラン（「ふじさわジェンダー平等プラン2030～藤沢市男女共同参画計画～」）の開始に伴い、「ふじさわジェンダー平等プラン推進協議会」に名称を変更するものです。

## 2 ふじさわジェンダー平等プラン推進協議会要綱（案）

別紙 新旧対照表のとおり

## 3 名称変更のスケジュール

庁内手続きを経て、9月1日に要綱改正を予定しています。

## 4 令和2年度第5回協議会における委員意見

## ・ 東委員

"名称変更に賛成です。素敵な案です。「ジェンダー平等」の言葉の認知度を上げていきたいですね。"

## ・ 飯島委員

「ふじさわジェンダー平等プラン推進協議会」変更で問題ありません。

## ・ 井澤委員

「藤沢ジェンダー平等プラン推進協議会」でいいと思います。

## ・ 井上副会長

プランの名称の変更にともない、協議会の名称も変更することに、賛成です。また、変更にともない、ジェンダー平等という概念の内容などについて、協議会の内外で一緒に学ぶ機会があると良いと思います。

## ・ 小野委員

「共同参画」が良く解らないということが、話題になっていたと記憶しています。

なので名称を変更することは、新プランを実行するうえでもいい機会かと考えます。そのうえで、どのように広報できるか、視覚化して具体的に動いていけるのかが大切な一年目ですかね。

## ・ 片岡委員

プランの名称が変わることに伴い、「ふじさわジェンダー平等プラン推進協議会」にするのが妥当と考えます。

- ・ 小林委員  
基本的な考え方、方向性（案）が良いと思います。
- ・ 高橋委員  
計画名称に合わせて協議会の名称も変更することに賛成です。
- ・ 田坂委員  
「ふじさわジェンダー平等プラン推進協議会」の案に賛成です。
- ・ 富山委員  
提案されている 「ふじさわジェンダー平等プラン推進協議会」 でよろしいと考えます。
- ・ 樋浦委員  
"プランそのものの名称を変更するのですから、委員会もそれに合わせて変更することに賛成です。今後のスケジュールについても提案に賛成です。"
- ・ 星谷委員  
名称は固い感じがありますが適当と思われます。
- ・ 宮川委員  
異存ありません。

以 上

## 「ふじさわジェンダー平等プラン推進協議会」要綱（案）（新旧対照表）

新	旧
<p>ふじさわ<u>ジェンダー平等</u>プラン推進協議会要綱</p> <p>（目的及び設置）</p> <p>第1条 <u>ジェンダー平等</u>・男女共同参画の総合的な推進に資するため、この市にふじさわ<u>ジェンダー平等</u>プラン推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>（審議事項）</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。</p> <p>（1） ふじさわ<u>ジェンダー平等</u>プランの推進に関し必要な事項</p> <p>（2） 前号に掲げるもののほか、<u>ジェンダー平等</u>・男女共同参画を推進するために必要な事項</p> <p>（委員）</p> <p>第3条 協議会の委員の人数は、18人以内とし、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>（1） 学識経験を有する者</p> <p>（2） <u>ジェンダー平等</u>・男女共同参画に関係する団体に属する者</p> <p>（3） 企業又は労働団体に属する者</p> <p>（4） この市が設置する審議会等の委員</p> <p>（5） 市民</p> <p>（6） その他市長が認める者</p> <p>（以下略）</p>	<p>ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会要綱</p> <p>（目的及び設置）</p> <p>第1条 男女共同参画の総合的な推進に資するため、この市にふじさわ男女共同参画プラン推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>（審議事項）</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。</p> <p>（1） ふじさわ男女共同参画プランの推進に関し必要な事項</p> <p>（2） 前号に掲げるもののほか、男女共同参画を推進するために必要な事項</p> <p>（委員）</p> <p>第3条 協議会の委員の人数は、18人以内とし、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>（1） 学識経験を有する者</p> <p>（2） 男女共同参画に関係する団体に属する者</p> <p>（3） 企業又は労働団体に属する者</p> <p>（4） この市が設置する審議会等の委員</p> <p>（5） 市民</p> <p>（6） その他市長が認める者</p> <p>（以下略）</p>